

学校感染症の分類と出席停止の基準

学校感染症と出席停止期間		
	感染症名	出席停止期間
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスによるものに限る） ・鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る） 	<p>治癒するまで</p> <p>※左記以外に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。</p>
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後、5日を経過し、解熱した後2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核	症状により医学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎（はやりめ） ・急性出血性結膜炎（アポロ病） ※その他の感染症 	<p>症状により医学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認められるまで</p>